

平成23年5月25日制定
平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正
令和8年4月1日改正

京都市優良デザイン促進制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市市街地景観整備条例第56条の規定に基づき、建築物及び工作物のデザインについて、良好な景観の保全及び創出に関する技術的な助言（以下「助言」という。）を行うために必要な事項を定め、もって優良なデザインを誘導し、良好な市街地景観の形成を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この要綱に定める制度の名称は、「京都市優良デザイン促進制度」とする。

(利用対象者)

第3条 京都市市街地景観整備条例第56条の規定に基づき、助言を求めることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をしようとする者
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をしようとする者
- (3) 前2号に係る建築物又は工作物の設計者

(景観アドバイザー)

第4条 市長は、前条に規定する者に対して助言を行うため、都市計画局に景観アドバイザーを設置する。

2 景観アドバイザーは、景観及び建築デザインに関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が就任依頼する。

(臨時景観アドバイザー)

第5条 市長は、特別の事項に関する助言を行うにあたり必要があるときは、都市計画局に臨時景観アドバイザーを設置することができる。

2 臨時景観アドバイザーは、特別の事項に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が就任依頼する。

3 臨時景観アドバイザーは、特別の事項に関する助言の提供が終了するまでを就任期間とする。

(景観アドバイザーの任期)

第6条 景観アドバイザーの任期は、就任をした日から当該就任をした日の属する年度の末日までとする。

2 景観アドバイザーは、再任されることができる。

3 市長は、景観アドバイザー（臨時景観アドバイザーを含む。以下同じ。）が次の各号のいずれ

かに該当する場合、当該景観アドバイザーを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため事務遂行に支障があり、又は事務遂行に耐えない場合
- (2) 第8条の規定に基づき徴取した承諾書兼誓約書に違反した場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(遵守事項)

第7条 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 景観アドバイザーは、その職の信用を傷つけ、または本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(承諾書兼誓約書の徴取)

第8条 景観アドバイザーの委嘱に当たっては、職の委嘱に係る承諾とともに秘密を守る義務及び信用失墜行為の禁止について記載した承諾書兼誓約書を徴取するものとする。

(利用の手続)

第9条 本制度を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、事前に京都市優良デザイン促進制度利用申込書（別記様式）に助言の対象となる建築物又は工作物の計画の概要が分かる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出を受けた場合、速やかに助言を行う場所及び日時を利用希望者に通知するものとする。

(公開)

第10条 計画及び助言の内容は、京都市情報公開条例第7条第1号、第3号及び第4号の規定により、非公開とする。ただし、利用者、景観アドバイザー双方の同意があった場合は、この限りではない。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、本制度により得た助言の内容を計画に反映させるよう努めなければならない。

(庶務)

第12条 本制度に関する庶務は、都市計画局都市景観部景観政策課において行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、都市計画局都市景観部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（平成25年4月1日改正）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（平成26年4月1日改正）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この要綱は、決定の日から実施する。

京都市優良デザイン促進制度利用申込書

申 込 年 月 日	年 月 日		
申 込 者	住所		
	氏名 <div style="text-align: right;">電話</div>		
	建築主・築造主との関係（ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> その他（ ））		
建 築 主 築 造 主 〔 申込者と異なる 場合に記入 〕	住所		
	氏名 <div style="text-align: right;">電話</div>		
計 画 の 概 要	敷 地 名 地 番	京都市 区	
	景 観 地 区 等 の 種 別		
	行 為 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新築・新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕・模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	建 築 物	用 途	
		構 造	
		敷地面積	約 平方メートル
		建築面積	約 平方メートル
		延べ面積	約 平方メートル
		階 数	階
	高 さ	約 メートル	
工 作 物	種類・用途		
	高 さ		
備 考			

- ・ この申込書に、付近見取図、配置図、立面図、その他計画の概要や設計趣旨が分かる資料を添付してください。
- ・ 特に助言を受けたい内容があれば、備考欄に記入してください。